

計量法に関する主要なプレーヤー

	都道府県(計量検定所)	特定市町村(計量検査所)	計量器メーカー (届出製造事業者)	修理事業者 (届出修理事業者)	特定計量器のユーザー		計量証明事業者
					適正計量管理事業所		
概要	全国47都道府県に計量検定所が設置 職員数682人	政令指定都市、中核市その他113市 職員数594人	特定計量器製造事業者は国への届出が必要(2600事業所) 特に十分な品質管理体制を有する企業は、国の指定を受けることによって検定の受検が免除される(指定製造事業者制度:160事業所) 中小企業が1割	特定計量器の修理事業者は 管轄自治体への届出が必要 届出事業者数3900事業所 事業者の多くが中小企業で、 製造事業者の関連会社、子会社	質量計:小売業など(約100万個) 電気計器:電力会社(約7400万個) ガスメーター:都市ガス(約2700万個)、 LPガス(約2600万個) 水道メーター:自治体水道局等(約2000事業体) タクシメーター:タクシー事業者(約7000事業者(21万台)+個人4.6万台)	企業内の計量管理体制が十分であるとして行政の指定を受けた事業所(全国34,878事業所) 主に郵便局、流通業 計量管理責任者として計量士を設置	計量証明事業を行う者は管轄自治体への登録が必要 一般と環境の2分野に大別 環境には、特別にMLAP(ダイオキシンの計量証明)制度が含まれる
業務	特定計量器の検定・検査 指定製造事業者の指定審査 立入検査(商品量目取締り等)	質量計の定期検査 立入検査(商品量目取締り等)	特定計量器の製造(3,358万個/年)	特定計量器の修理 (46万個/年)	取引証明に使用する特定計量器は、検定証印(合格印)が必要 メーターの管理は実質はユーザー	計量法に基づく質量計の定期検査が自主検査に代替できる 適正計量管理事業所のマークを掲げることができる	一般計量証明事業:産廃、港湾荷役、皮革の計量証明(3,924事業者) 環境計量証明事業:大気、水、土壌中の汚染物質の計量証明(5,094事業者) MLAP事業:ダイオキシンの計量証明(147事業者)
備考	地方行財政改革による人員削減、組織縮減、人事ローテーションの短期化 H12年の地方分権改正による自治事務化、執行状況に地域格差が拡大	地方行財政改革による人員削減、組織縮減、人事ローテーションの短期化 H12年の地方分権改正による自治事務化、執行状況に地域格差が拡大 一部に特定市返上の動きあり	製造能力に大きな企業間格差 指定製造事業者へのフォローアップが不十分?			指定手続きの煩雑さに比して、指定によるメリット小 一部に指定返上の動きあり	

	計量士	指定検定機関 ・(財)日本品質保証機構(JQA) ・(財)日本ガス機器検査協会(JIA)	日本電気計器検定所(JEMIC)	独立行政法人 産業技術総合研究所 計量標準総合センター(NMIJ)	指定校正機関 (財)日本品質保証機構(JQA) (財)化学物質評価研究機構(CERI) (独)情報通信研究機構(NICT)	校正(登録)事業者	独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)
概要	計量法に規定される国家資格 企業等における計量管理の責任者、実務者として活躍 国家試験に合格し、国に登録して有資格者となる 一般と環境の2分野に大別 登録者数約24,000人	計量法に基づき経済産業大臣の指定により検定を実施することができる機関(民間企業を含む) 現在は、上記2機関が指定	電気計器に関する計量計測技術を有する機関 民間法人化された特殊法人 職員数596人	国家計量機関(NMI)として我が国の計量計測技術の基盤となる研究機関 職員数270人	計量法に基づき経済産業大臣が指定した特定標準器による校正等を行う者	計量法に基づき経済産業大臣により認定(登録)されて、計量器の校正等を行う事業者	計量法校正事業者(JCSS)及び特定計量証明事業者(MLAP)の認定(登録)機関 職員数18人(JCSS14人、MLAP4人。これとは別に審査員を確保)
業務	質量計の定期検査(行政機関の代行検査) 企業(特に流通業)における計量管理責任者	JQA:環境計量器の検定(約5200件/年) JIA:ユンケルス式熱量計の検定(1件/年)	電気分野の計量標準の整備、供給 電気計器の基準器検査 電気計器の型式承認 電気計器の指定製造事業者の指定検査 電気計器の検定・検査	計量標準の整備、供給 電気計器を除く特定計量器の型式承認 基準器検査 計量教習	JQA:特定標準物質を用いた熱量の標準物質の値付け CERI:特定標準物質を用いた濃度の標準物質の値付け NICT:特定標準器等を用いた時間・周波数の校正	181事業者(平成17年6月時点)	計量法に基づく校正事業関係業務(JCSS)及び特定計量証明事業関係業務(MLAP) (事業者の認定(登録)、立入検査、定期検査等)
備考	国家試験合格率が1割程度の難関 法律上の業務権限が狭い	民間試験機関として採算の取れない業務の実施 限定されたニーズのため、民間参入が進まず		国と産総研との役割と責任の明確化 産総研内におけるNMIJの位置付けと責任の明確化	実質的トレーサビリティの頂点となるべきNMIJとの関係の明確化	国から供給される計量標準の産業界への普及・浸透が、民間のビジネス判断に依存していることへの対応策	独立行政法人における業務と必要となる予算及び人員の確保方策